

○さいたま市自主防災組織補助金交付要綱

平成19年 6月15日

告示第635号

改正 平成20年 5月28日告示第576号

平成26年 3月25日告示第437号

平成26年 8月 1日告示第1144号

平成31年 3月29日告示第556号

令和 3年 3月31日告示第580号

令和 3年 4月30日告示第777号

令和 5年 3月31日告示第605号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の自主的な防災意識の高揚及び普及を図るとともに、自主防災組織の結成を促進し、育成強化するため、市内の自主防災組織に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 1の自治会又は隣接する2以上の自治会を単位として、市民が自主的に地域の防災活動を行い、防災対策を確立するために組織する団体をいう。
- (2) 防災対策用指定井戸 災害時において、地域の住民に生活用水として提供することを目的とし、定期的な水質検査により水質が維持される井戸であって、自主防災組織が指定したものをいう。

(一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕)

(自主防災組織の届出)

第3条 自主防災組織を結成したときは、自主防災組織結成届出書(様式第1号)を市長に届け出るものとする。

2 自主防災組織は、前項に規定する自主防災組織結成届出書の記載事項に変更が生じたときは、自主防災組織変更届出書(様式第2号)を市長に届け出るものとする。

3 自主防災組織が解散したときは、自主防災組織解散届出書(様式第3号)を市長に届け出るものとする。

(防災対策用指定井戸の届出)

第4条 自主防災組織は、防災対策用指定井戸を指定したときは、あらかじめ当該井戸について水質検査を行ったうえで、防災対策用指定井戸届出書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

- (1) 水質検査成績書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 指定についての所有者の承諾書

2 自主防災組織は、防災対策用指定井戸の水質を維持するため、水質検査を各年度1回以上行わなければならない。

3 自主防災組織が前項の水質検査を行わなかったときは、当該年度の水質検査の結果を不適として扱うものとする。

4 自主防災組織は、前2項の水質検査の結果が2年度連続で不適となったときは、防災対策用指定井戸の指定を取り消し、防災対策用指定井戸取消届出書(様式第5号)を市長に届け出なければならない。

5 第1項及び第2項に規定する水質検査の基準は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成31年告示556号〕)

(補助金の種類等)

第5条 補助金は、自主防災組織運営補助金（以下「運営補助金」という。）、自主防災組織防災訓練補助金（以下「防災訓練補助金」という。）及び自主防災組織育成補助金（以下「育成補助金」という。）とし、自主防災組織に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する自主防災組織には、補助金を交付しない。

(1) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団

(2) 役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。）のうちにさいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者がある自主防災組織

（一部改正〔平成31年告示556号〕）

(運営補助金の交付額及び交付回数)

第6条 運営補助金の額は、次に定める組織割の額及び世帯割の額を合算して得た額とし、各年度1回交付する。

(1) 組織割 20,000円

(2) 世帯割 自主防災組織を構成する自治会の世帯数（当該年度の4月1日における世帯数として市に届け出たものをいう。）に10円を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において結成された自主防災組織については、運営補助金の額を12で除して得た額に結成した日の属する月から3月までの月数を乗じて得た額から1円未満を切り捨てた額を交付する。ただし、7月1日以後に結成された自主防災組織に対しては、当該年度の運営補助金は交付しない。

3 第1項の規定にかかわらず、年度の途中において解散した自主防災組織については、運営補助金の額を12で除して得た額に解散した日の属する月から3月までの月数を乗じて得た額から1円未満を切り捨てた額の返還を命じるものとする。ただし、1月1日以

後に解散した自主防災組織については、この限りでない。

(一部改正〔平成31年告示556号〕)

(運営補助金の交付申請)

第7条 運営補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、年度の事業計画を定め、自主防災組織運営補助金交付申請書兼防災訓練計画等届出書(様式第6号。以下「運営補助金申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書(様式第7号)
- (2) 補助事業収入支出予算書(様式第8号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕)

(運営補助金の交付決定)

第8条 市長は、運営補助金申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、運営補助金の交付の可否を決定し、自主防災組織運営補助金決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕)

(運営補助金事業の廃止の承認)

第9条 自主防災組織は、前条の規定による通知を受けた後に、解散しようとするとき又は自主防災組織の活動の全てを中止しようとするときは、遅滞なく、自主防災組織運営補助金事業廃止承認申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、自主防災組織運営補助金事業廃止承認申請書を受理した場合には、速やかにその内容を審査し、承認したときは、自主防災組織運営補助金事業廃止承認通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成31年告示556号〕)

(防災訓練補助金の交付額及び交付回数)

第10条 防災訓練補助金は、次の各号に定める防災訓練を行った場合に、それぞれ年度1回を限度として交付するものとし、その額は、行った防災訓練に応じ当該各号に定める金額とする。

- (1) 自主防災組織が参加した避難所運営訓練、市が企画し、自主防災組織が企画から参加し、実施した市・区防災訓練又は自主防災組織が企画し、消防署所に届け出た消火訓練、避難訓練、通報訓練若しくは救護救助訓練又はこれらを組み合わせた訓練 1万円
- (2) 自主防災組織が企画した訓練であって、避難行動要支援者名簿を活用したもの 1万円
- (3) 自主防災組織が企画した訓練であって、地区防災計画に基づくもの 1万円

2 前項の規定にかかわらず、講演会、講習会又は法令により実施を義務付けられた訓練は、防災訓練補助金の交付対象としない。

(一部改正〔平成31年告示556号・令和3年告示777号〕)

(防災訓練補助金の交付申請)

第11条 防災訓練補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、あらかじめ防災訓練補助金の申請を行うことを運営補助金申請書に記載し、必要な資料を添えて、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 自主防災組織は、防災訓練終了後、速やかに自主防災組織防災訓練補助金交付申請書(様式第12号。以下「防災訓練補助金申請書」という。)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕)

(防災訓練補助金の交付方法)

第12条 市長は、防災訓練補助金申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、

防災訓練補助金の交付の可否を決定し、自主防災組織防災訓練補助金決定通知書（様式第13号）により申請者に通知し、防災訓練補助金を交付するものとする。

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）

（育成補助金の交付額）

第13条 育成補助金の額は、次に定める資機材割の額及び水質検査割の額を合算して得た額から100円未満を切り捨てた額とする。

(1) 資機材割 防災対策用の資機材として別に定める資機材の購入に要する費用の4分の3以内の額で市長が定める額

(2) 水質検査割 防災対策用指定井戸ごとに要した水質検査（第4条第1項又は第2項に規定する水質検査で、各年度1箇所につき1回の検査に限る。）の費用で、次に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額

ア 6,668円以上 当該水質検査に要した額の4分の3以内の額で市長が定める額

イ 5,000円以上6,668円未満 5,000円

ウ 5,000円未満 当該水質検査に要した額

（育成補助金の交付申請）

第14条 育成補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、あらかじめ育成補助金の申請を行うことを運営補助金申請書に記載し、自主防災組織育成補助金交付申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業計画書

(2) 補助事業収入支出予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）

（育成補助金の交付決定）

第15条 市長は、自主防災組織育成補助金交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、育成補助金の交付の可否及び額を決定し、自主防災組織育成補助金決定通知書（様式第15号）により、申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）

（育成補助金の変更の申請）

第16条 自主防災組織は、育成補助金に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、自主防災組織育成補助金変更申請書（様式第16号。以下「変更申請書」という。）に変更内容を記載して、市長に提出しなければならない。ただし、購入する資機材の種類の変更又は補助金額の増額を伴う変更は、これを行うことができない。

2 市長は、変更申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金額が前条の規定により決定した額と比べて減額となる場合においては、補助金額の変更について決定し、自主防災組織育成補助金変更通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成26年告示437号〕）

（育成補助金事業の廃止の承認）

第17条 自主防災組織は、育成補助金に係る補助事業の全てを廃止しようとするときは、遅滞なく、自主防災組織育成補助金事業廃止承認申請書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、自主防災組織育成補助金事業廃止承認申請書を受理した場合には、速やかにその内容を審査し、補助事業の廃止を承認したときは、自主防災組織育成補助金事業廃止承認通知書（様式第19号）により申請者に通知するものとする。

（追加〔平成31年告示556号〕）

（運営補助金又は育成補助金の実績報告）

第18条 第8条第1項又は第15条若しくは第16条第2項の規定により、運営補助金又は育

成補助金の交付決定を受けた申請者は、事業完了後、自主防災組織運営・育成補助事業完了報告書（様式第20号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第21号）
- (2) 補助事業収入支出決算書（様式第22号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）

（運営補助金の補助額の確定等）

第19条 市長は、申請者から前条の規定により報告書等の提出があった場合において、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業（運営補助金に係る事業に限る。）の結果が運営補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき運営補助金の額を確定し、自主防災組織運営補助金交付確定通知書（様式第23号）により、当該申請者に通知する。

2 自主防災組織は、前項の規定による通知を受けた後、自主防災組織運営補助金又は育成補助金精算払請求書（様式第24号）により、運営補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求に基づき、自主防災組織に運営補助金を交付する。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、自主防災組織の運営のため特に必要があると認めるときは、事業完了前に運営補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

5 自主防災組織は、前項の規定により概算払による運営補助金の交付を請求するときは、自主防災組織運営補助金又は育成補助金概算払請求書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成26年告示437号、平成31年告示556号〕）



(育成補助金の補助額の確定等)

第20条 市長は、申請者から第18条の規定により報告書等の提出があった場合において、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業(育成補助金に係る事業に限る。)の結果が育成補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき育成補助金の額を確定し、自主防災組織育成補助金交付確定通知書(様式第26号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定による通知を受けた後、自主防災組織運営補助金又は育成補助金精算払請求書により、育成補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求に基づき、自主防災組織に育成補助金を交付する。

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助事業の達成のため特に必要があると認めるときは、事業完了前に育成補助金の交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

5 自主防災組織は、前項の規定により概算払による育成補助金の交付を請求するときは、自主防災組織運営補助金又は育成補助金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成20年告示576号・26年437号・31年556号〕)

(検査又は報告)

第21条 市長は、補助金を交付した自主防災組織に対して、必要と認めるときは、その状況を検査し、又は報告を求めることができる。

(一部改正〔平成26年告示437号〕)

(交付決定の取消等)

第22条 市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

る。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第5条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 第19条第4項又は第20条第4項の規定に基づき概算払により交付した補助金の額が、第19条第1項又は第20条第1項の規定により確定した補助金の額を超えるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、自主防災組織が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の決定の全部又は一部を取り消したときは、自主防災組織補助金交付決定取消等通知書（様式第27号）により、自主防災組織に対し通知するものとする。

（追加〔平成31年告示556号〕）

（財産の処分の制限）

第23条 自主防災組織は、育成補助金の交付により取得した資機材を、市長の承認を得ないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、自主防災組織が当該資機材に係る補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該資機材の耐用年数を勘案して市長が指定する期間を経過した場合は、この限りでない。

（追加〔平成31年告示556号〕）

（関係書類の整備）

第24条 自主防災組織は、補助事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了した年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

2 自主防災組織は、育成補助金の交付により取得した資機材の保管状況を記載した一覧

を整備し、当該資機材を取得した日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(追加〔平成26年告示437号〕) (一部改正〔31年556号〕)

(その他)

第25条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成26年告示437号〕)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(さいたま市自主防災組織育成補助金交付要綱の廃止)

2 さいたま市自主防災組織育成補助金交付要綱(平成13年さいたま市告示第82号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、前項の規定による廃止前のさいたま市自主防災組織育成補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により届出のあった自主防災組織(旧要綱附則第2項又は第4項の規定によりみなされるものを含む。)は、この告示の規定により届出のあった自主防災組織とみなす。

4 施行日の前日までに、旧要綱の規定により届出のあった防災対策用指定井戸(旧要綱附則第3項の規定によりみなされるものを含む。)は、この告示の規定により届出のあった防災対策用指定井戸とみなす。

5 前2項に掲げるもののほか、施行日の前日までに旧要綱の規定によりなされた手続は、この告示の相当規定によりなされた手続とみなす。

附 則(平成20年5月28日告示第576号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市自主防災組織補助金交付要綱第16条及び様式第16号から様式第18号までの規定は、平成20年度以後の補助事業について適用し、平成19年度の補助事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月25日告示第437号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市自主防災組織補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年8月1日告示第1144号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市自主防災組織補助金交付要綱様式第15号及び様式第23号の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成31年3月29日告示556号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示580号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月30日告示777号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、補助金の申請（この告示による改正後のさいたま市自主防災組織補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第7条の規定による申請をいう。）の日において地区防災計画を策定していない自主防災組織に対する補助金の交付については、改正後の要綱第10条第1項、様式第6号及び様式第12号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(一部改正〔令和5年告示605号〕)

附 則 (令和5年3月31日告示605号)

この告示は、公布の日から施行する。